

# 三重県の最低賃金

(地域別最低賃金)

<効力発生日 平成9年10月1日>

最低賃金の件名	日額	時間給	適用労働者の範囲
三重県最低賃金	5,126	642	三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

(産業別最低賃金)

<効力発生日 平成9年12月15日>

最低賃金の件名	日額	時間給	適用除外
製糸・紡績業	5,513	692	a.糸切り、糸継ぎ、糸巻き、かせ取り、経通し、管巻き、起毛、仕上げ補助等の業務 b.賄いまたは雑役の仕事
ガラス・同製品製造業	5,618	703	a.賄いまたは雑役の仕事
鉄鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業	5,801	726	a.雑役の業務 b.手作業による中子のバリ取り、軽易な組立、洗浄、包装、袋詰め等の業務
電線・ケーブル製造業	5,801	726	a.賄いまたは雑役の仕事 b.書類等の事業内集配、複写又は運搬の業務 c.卓上における手作業等による経緯な検査業務 d.手作業による軽易な巻き換え等の業務
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	5,780	723	a.書類等の事業内集配、複写又は運搬の業務 b.手作業等による包装、袋詰め等の業務 c.塗装等におけるマスキング等の処理の業務
一般機械器具製造業	5,827	729	a.賄いまたは雑役の仕事
電気機械器具製造業	5,633	705	b.書類等の事業内集配、複写又は運搬の業務 c.手作業等による包装、袋詰め等の業務
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、その他輸送用機械器具製造業	5,945	746	d.塗装品の単純な吊り掛け、吊り下ろしの業務

(留意事項)

- 最低賃金は、事業場で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用され、事業主は、雇用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金の時間割額は時間給制の労働者に適用され、日額は時間給制以外の労働者に適用されます。
- 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は加算されません。  
 臨時に支払われる賃金(結婚手当金等)  
 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)  
 時間外労働、休日労働、深夜労働に対する割増賃金  
 精皆勤手当、通勤手当、家族手当